○ 件名

地理的表示メールマガジン第185号(令和5年4月7日)

○ 文面

第185号

地理的表示メールマガジン 令和5年4月7日

■■■ 目次 ■■■

1. G I の登録について

2. 飛騨牛の首相官邸訪問について

1. G I の登録について

農林水産省は、令和5年3月31日(金)に、特定農林水産物等の名称の保護に 関する法律(GI法)に基づき次の産品を地理的表示として登録しましたので、 お知らせします。

◆ 登録された産品

●阿波尾鶏(アワオドリ)(登録番号第127号)

生産地:徳島県

牛産者団体:徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会

産品の区分:第2類 生鮮肉類 家きん肉(鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ)

●十勝ラクレット(トカチラクレット)(登録番号第128号)

生産地:北海道

生産者団体:十勝品質の会

産品の区分:第6類 畜産加工品類 酪農製品類(ナチュラルチーズ)

●徳島すだち(トクシマスダチ)(登録番号第129号)

生産地:徳島県

生産者団体:徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会

産品の区分:第1類 農産物類 果実類(すだち)

●深蒸し菊川茶(フカムシキクガワチャ)(登録番号第130号)

生産地:静岡県

生産者団体:菊川市茶業協会

産品の区分:第5類 農産加工品類 酒類以外の飲料等類(茶葉(生のものを除く。))

●行方かんしょ(ナメガタカンショ)(登録番号第131号)

牛産地:茨城県

生産者団体: 行方かんしょブランド推進協議会 産品の区分:第1類 農産物類 野菜類(さつまいも)

* 登録産品の詳細はこちらをご覧ください。

地理的表示(GI)保護制度~登録産品一覧~

(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi act/register/index.html

2. 飛騨牛の首相官邸訪問について

本日、GI産品「飛騨牛」の登録生産者団体の方々が首相官邸を訪れ、岸田総理に飛騨牛を 食していただきました。

岐阜県飛騨牛は全国的にも高い評価を誇る銘柄牛。

本年1月、今日までの地域のあゆみから生まれたその高い品質やブランド力が評価され、 地理的表示(GI)登録されました。

飛騨牛のお味とストーリーを、岸田総理に味わっていただきました!

**農林水産省ツイッターでの引用リツイートは、以下からご覧いただけます。https://twitter.com/MAFF_JAPAN/status/1644256413928280067

なお、本メールマガジンは、地理的表示(GI)保護制度のホームページに公示された内容について、その概略をお伝えするものです。ホームページに掲載された内容が正式な公示内容となりますので、詳しくはホームページを確認いただきますようお願いいたします。

発行:農林水産省輸出・国際局知的財産課

住所:〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号:03-3502-8111(内線4284)

FAX: 03-3502-5301

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら

https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html